

## [ 給与計算 ]

給与計算はソフトで計算するので委託する必要はないと思われがちですが、労働基準法、最低賃金法等を知らず知らずのうちに遵守していないという事もおこりがちです。また、社会保険においては保険料率の変更があるたびにソフトの設定も変更しないといけません。ソフトの保守契約をしていないために数年前の保険料の設定で計算してしまう恐れもあります。

社会保険の専門家である結社労士ネットワークへ給与計算を是非ともご依頼ください。